

# 群馬大学理工学部で労働法セミナーを実施

群馬労働局では、これから社会に出て働く若者の雇用を促進するに当たり、労働法制にかかる教育の充実が求められていることから、県内の大学で、就職前、就職後に役立てていただくために、平成25年2月から労働法のセミナーを実施しています。

平成26年6月16日(月)には、群馬大学理工学部で、午後2時20分から3時50分までの時間、2年生を対象に、労働法のセミナーを実施しました。

群馬労働局総務部総務課長が講師を務め、就職までに必要な知識として、「採用内定」、「労働契約」、「各種保険」等について、また、就職してから必要な知識として、「就業規則」、「給料」、「残業」、「有給休暇」、「安全と健康」等について説明を行いました。



講義後のアンケートでは、「大変参考になった」30%、「参考になった」56%と合わせて86%の学生が参考になったと回答しており、興味をもった主な内容としては、多い順に「残業」38%、「給料」36%、「労働契約」30%、「採用内定」26%等となっています。

また、「学習塾のアルバイト賃金が、90分1コマで支払われるのだが、その授業90分のための準備時間は労働時間になるのか。もし、労働時間になったらその分の賃金は発生するか」、「現実の社会では、労働条件に多少の不満があったとしても、泣き寝入りするしかないのか」などの質問や意見があったほか、「『知って役立つ労働法』がわかりやすくて良かった」との感想をいただきました。

今後も、県内の大学と連携して、順次実施していきます。

この記事に関するお問い合わせ先総務部 企画室 TEL 027-210-5002